

先週学びました1-8節に続いて、もう一つの安息日論争が起こります。いわば安息日物語パート2です。本日の箇所は「手の萎えた人をいやす」という小標題が掲げられています。の記事は、たとえ安息日であったとしても人を救うべきことを第一義にせよというイエスの言葉を中心に構成されています。ですからここに登場する治癒物語はそのための舞台設定であり二次的な意味しか持ちません。マタイはイエスの奇跡によって病者が癒やされたという感動的な話を伝えようとしたのではないのです。この物語は先行の記事と結びつけられているので、本日の記事の背景は同じ安息日に設けられています。そして、イエスの行う治癒行為は「わたしの求めるのは憐れみであって、いけにえではない」(7)という宣言の実践にほかなりません。

現在のわたしたちには想像も出来ませんが、当時の安息日規定は大変複雑でもありました。ファリサイ派の基本見解は、病気が命に関わる緊急時にのみ規定は免除されました。しかし、はっきりしない場合は彼らの中でも意見が分かれたといえます。厳格なシャンマイ派は安息日に病者を見舞うことさえ禁止していましたが、ヒレル派はこれを認めていました。このように安息日問題は微妙で繊細なところに位置していたのです。ここに登場する手の麻痺する人はおそらく命に関わる症状ではなく、翌日まで持ち越せると踏んだファリサイ派が論争を仕掛けてきたというところでしょう。

本日の箇所は10節と12節に「律法で許されている」という述語が2回用いられます。この言葉は、一つの行為が律法に照らして合法か違法かを判定するときだけに使われた動詞です。マタイがこのようにしてまでこだわるのは、物語全体が律法の枠の中にあるということなのです。マルコやルカのように律法の合法や違法などといった枠組みを超えたところに福音が位置するのではなく、

あくまで律法の解釈の中、つまりイエスの行為は律法に照らし合わせて合法であると語るのです。律法とは本来、人を生かすためのものです。

それは憐れみでありいけにえではなかったはずです。マタイはそのような律法の再解釈、つまりは人々の生活の中にこそ福音があると述べるのです。

13節で、治療は会堂の中でなされたと記されます。マタイの描くイエスの言葉とは「安息日に善いことをしないのは悪であり、律法違反である」ということでしょう。殊に手の麻痺した人の痛みを省みる良心の片鱗すら持たず、ただイエスを追い落とすための道具としてしか病者を見れないファリサイ派の律法理解を非難するのです。

安息日規定は当時の常識でした。現代でもそうですが、常識とはその社会や時代の中で自らつけられた筋道のようなものでしょう。確かにそれは社会と時代の制約を負っていますから、普遍的どころかおかしなものも結構あるわけです。それでも無視すれば人間性そのものが脅かされるような重さがあることも同時に認めねばなりません。

しかし、気をつけねばならないのは、そこに必ず「許し」という余白がなければならぬということでしょう。その中でわたしたちは許し許されつつ、かろうじて生をまっとうするのです。

麻痺して硬直した肉体は癒やされるのです。しかし、同じく麻痺して硬直した心には許しを受け入れる余地がないことを警鐘するのです。